

福岡堰頭首工固定堰右岸下流側より

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P2. P3
○臨時総代会、平成25年度決算	P4. P5
○通常総代会、平成26年度事業報告	P6～P9
○平成27年度予算	P10
○お知らせ	P11
○新規採用職員募集	P12

ご 挨拶

福岡堰土地改良区 理事長 倉持 悦典



理事長の倉持でございます。「広報福岡堰」の発行にあたってご挨拶を申し上げます。組合員の皆様には、当改良区の各種事業の推進について、日頃から多大なご理解とご協力を頂き心から御礼を申し上げます。

また、茨城県県南農林事務所をはじめ、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、格段のご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、ここ数年、特に震災後、建設業界の環境悪化もあってか、発注工事の工期が守られないケースが目立った上に、平成25・26年度において廃業による指名辞退が4社に及びました。そうした中、役員の皆様と対策を協議し、当改良区側も職員の努力により工事発注を例年と比べ20日程早めることができ、また、受注各社の努力のおかげもあって、かなりの改善が見られました。改めて関係各位に感謝を申し上げます。

平成26年度の主な工事については、県営経営体育成基盤整備事業藤代北部地区や県営地盤沈下対策事業福岡堰4期地区、小貝東部2期地区がそれぞれ整備が進んでおり、また、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業本田排水機場地区も調査を進めてまいりました。

そして、昨年度の工事の特筆するのは、かねてからの懸案であり遅々として進まない状況であった道路横断排水暗渠改修が管内ほぼ完了したことであります。40数年前に設置されたコルゲート管の腐食が進み、緊急に改修をしなければ大事故の発生が懸念されていましたが、つくばみらい市の特段のご配慮によって数箇所を残して改修されました。これで農作業ばかりではなく、一般車両の交通の安全が図られました。

今年度も、県営事業・農業基盤整備促進事業・県単土地改良事業・内郷工事と引き続き実施していく計画です。また、県営経営体育成基盤整備事業については、藤代北部地区の次の計画を立てる時期に来ていますので、これについても、関係役員、総代の皆様と協議し進めていきたいと考えております。

また、昨年7月に県・つくばみらい市・取手市のご協力を頂き「多面的機能支払交付金」の説明会を管内の集落を対象に実施しました。その後、希望集落で説明会を開催推進したところ、12集落で組織結成の機運が高まり市のご理解も得られて、つくばみらい市で7組織と取手市で2組織が今年度から活動できる見込みです。残る3組織についても、なるべく早い時期に活動できるようサポートしていきます。今後も、この施策を積極的に管内各集落で取り組んで頂けるよう努めていきますので、各市の尚一層のご理解をよろしくお願ひします。

そして、環太平洋経済連携協定（TPP）に関しては、いよいよ大詰めを迎えたと連日ニュースで報じられていますが、米国から食料米22万トン、飼料米5万トンを輸入するよう迫られていると言われております。どこまで日本が踏ん張れるのか、どのような歩み寄りがあるのか、農業者にとっては一大関心事であります。農業経営は大転換期に来ています。このような状況の中、国の進めている「農地中間管理事業」も併せて積極的に取り入れていくことが農地と農業を守るためには必須だと考え、組合員の皆様には正確な情報を提供するとともに、各農業団体と連携して推進していく所存です。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 石井 昌広



4月の定期異動によりまして、茨城県県南農林事務所土地改良部門長でまいりました石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡堰土地改良区の皆様には、日頃より当管内の農業農

村整備事業の推進にあたりまして、格別のご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、TPP交渉の今後の状況などに加え、平成26年産米の価格低下もあり、様々な課題に直面しております。

このような課題に対応するため、県としましては、

「農地中間管理事業」を活用して担い手への農地集積を更に進める一方、飼料作物への転換を推進するなどしているところです。また、担い手に農地を集積するなかで、農地や用排水路・道路などの管理をしっかりやっていかなければならないことから、「多面的機能支払交付金」により地域で管理する体制づくりを推進しております。土地改良区における維持管理費が増加しているなか、この制度を活用して頂き、農業生産基盤を適切に管理することにより農業生産が継続的に行われるとともに美しい農村景観が保全され、さらに維持管理費の抑制につなげて頂ければと考えております。

次に、平成27年度に実施を予定しております福岡堰土地改良区管内の県営事業の概要について触れたいと思います。経営体育成基盤整備事業の伊奈二期地区と藤代北部地区につきましては、伊奈二期地区で幹線道路の用地買収を、藤代北部地区で排水路の護岸工事を予定しています。また、地盤沈下対策事業の福岡堰4期地区と小貝東部2期地区につきましては、福岡堰

4期地区で谷井田落排水路の工事を、小貝東部2期地区で谷井田、九ヶ村用水路の整備を予定しています。さらに基幹水利施設ストックマネジメント事業の本田排水機場地区につきましては残りの実施設計を予定しております。各地区の事業推進につきましては、引き続き、皆様のご理解とご協力が必要ですので、よろしくをお願いいたします。

平成27年度予算につきましては、国の予算が厳しく、要望した予算が割当されていない状況です。事業実施地区がなるべく早く完了し、事業効果が発現されますよう、引き続き、皆様のお力添えを頂きながら国へ要望等してまいります。

最後になりましたが、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 柴崎 公二



4月の定期異動によりまして、土地改良事業団体連合会県南事業所に赴任いたしました柴崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。

また、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより

本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、今日の農業農村を取り巻く情勢は、農業就業者の高齢化や減少、耕作放棄地の増加、担い手の不足、米価の急落、さらには農業水利施設等の老朽化などの多くの課題を抱えております。

このような状況の中、汎用化による有効活用を図るため、食糧供給の基盤である農地の利用集積を行い、担い手の経営規模拡大を更に進め、農業貿易の自由化の波に負けない競争力の高い農業生産体制の構築が求められております。

また、国では食料・農業・農村を巡る情勢を踏まえ、中長期的に取り組むべき施策の方針として、食糧自給率目標を現在のカロリーベースで39%から10年後を45%に掲げ、「食料の安定供給の確保」「農村の振興」「農業の持続的な発展」に加えて「東日本大震災からの復旧・復興」と農業委員会改革の「団体の再編整備」を基本施策としています。

主な取組の一つとして、「攻めの農林水産業」の実行であります。その中で農業の競争力強化を図る取組

として、農地中間管理機構の本格稼働による担い手への農地の集積・集約化や農地の大区画化等の基盤整備を行い、また、経営安定対策や日本型直接支払（多面的機能支払）のほか、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作付け化による水田フル活用や、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革を着実に進めようとしています。この取組が貴改良区においても、農家経営の安定化につながることに期待するところであります。

しかしながら、本県の農業水利施設等の多くは、既に耐用年数が経過しており、防災・減災や国土強靱化の観点からも老朽化による改修・更新時期を迎える施設等の長寿命化対策や耐震化対策の強化を図る必要があります。

当連合会といたしましても、そうした状況を踏まえ、地域住民の協力、行政と連携を図りながら水土里情報の利活用や施設管理の省力化を図るための各種事業等により、農地と農業水利施設等の保全対策と更新整備等を積極的に推進すると共に、活力ある農村づくりを一刻も早く実現することが重要と考えております。

また、会員の皆様が必要とする農業農村整備事業的確かつ迅速に実施するための、技術面での援助ができる技術者集団となり得るよう、時代の変化に対応した幅広い知識の習得や技術力の向上を図って参ります。皆様方には、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶と致します。

臨時総代会開催

平成26年10月21日（火）、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、つくばみらい市十和地区の細田 良政総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 平成25年度事業報告の承認について
- 第 2 号議案 平成25年度財産目録の承認について
- 第 3 号議案 平成25年度会計収入支出決算の承認について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 農業基盤整備促進事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計
- 第 4 号議案 平成26年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について
- 第 5 号議案 平成26年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 第 6 号議案 平成26年度県単土地改良事業の議決中、一部変更について
- 第 7 号議案 平成26年度会計収入支出補正予算（案）の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計

平成25年度決算について

平成26年10月21日（火）開催の臨時総代会において承認を得ました、平成25年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位：円)

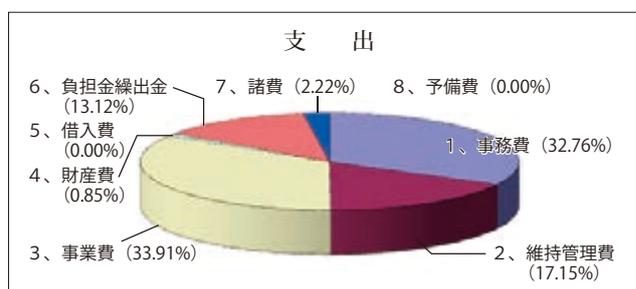
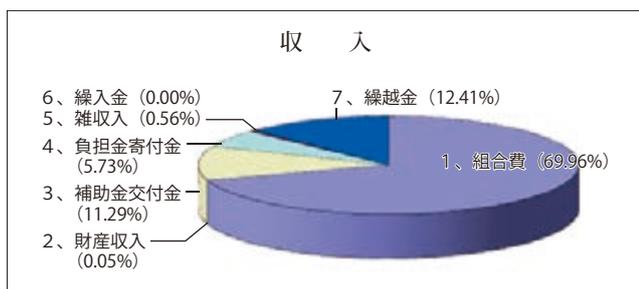
資 産		負 債	
流動資産	45,760,323	長期負債	0
特定資産	643,075,533	短期負債	642,825,533
固定資産	186,629,382		
計	875,465,238	計	642,825,533

会計収入支出決算

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	2 0 3, 2 0 0, 3 6 4	1. 事 務 費	8 2, 9 5 0, 2 1 0
2. 財 産 収 入	1 3 5, 0 0 0	2. 維 持 管 理 費	4 3, 4 3 5, 7 1 7
3. 補 助 金 交 付 金	3 2, 7 9 2, 0 0 0	3. 事 業 費	8 5, 8 6 7, 0 7 2
4. 負 担 金 寄 付 金	1 6, 6 4 2, 3 0 8	4. 財 産 費	2, 1 4 9, 1 9 3
5. 雑 収 入	1, 6 3 1, 1 6 7	5. 借 入 費	0
6. 繰 入 金	6, 8 0 0	6. 負 担 金 繰 出 金	3 3, 2 1 5, 6 0 0
7. 繰 越 金	3 6, 0 4 5, 5 7 8	7. 諸 費	5, 6 1 4, 2 0 7
		8. 予 備 費	0
計	2 9 0, 4 5 3, 2 1 7	計	2 5 3, 2 3 1, 9 9 9



差引残額 37,221,218円は、平成26年度へ繰越

特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職 給与積立金	83,755,130	1,029,500	82,725,630	平成26年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	10,832,994	10,832,994	0	
(エ) 地区除外決 済金積立金	312,923,669	0	312,923,669	平成26年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産 費引当積立金	247,176,234	0	247,176,234	平成26年度へ繰越
(カ) 農業基盤整 備促進事業	83,466,600	83,466,600	0	
(キ) 県単土地改良事業	3,108,000	3,108,000	0	
計	741,262,627	98,437,094	642,825,533	

通常総代会開催

平成27年3月27日（金）、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、つくばみらい市豊地区の稲葉 竹男総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 8 号議案 福岡堰土地改良区規約の一部を改正する規約
 第 9 号議案 福岡堰土地改良区会計細則の全部を改正する細則
 第 10号議案 平成26年度会計収入支出補正予算（案）の議決について
 （ア）一般会計
 第 11号議案 平成27年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
 第 12号議案 平成27年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
 第 13号議案 平成27年度農業基盤整備促進事業の施行について
 第 14号議案 平成27年度県単土地改良事業の施行について
 第 15号議案 福岡堰土地改良区地区除外決済金積立金の運用処分について
 第 16号議案 福岡堰土地改良区備品費及び財産費引当積立金の運用処分について
 第 17号議案 平成27年度会計収入支出予算（案）の議決について
 （ア）一般会計
 （イ）常勤役員退職給与積立金特別会計
 （ウ）地区除外決済金特別会計
 （エ）地区除外決済金積立金特別会計
 （オ）備品費及び財産費引当積立金特別会計
 （カ）農業基盤整備促進事業特別会計
 （キ）県単土地改良事業特別会計
 第 18号議案 平成27年度予算内一時借入金限度額の議決について

平成26年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
鐘 打 落 排 水 路 第 1 6 工 区	排水路工	L = 249.7	排水フリューム	3.0×1.8 ~ 2.0
谷 井 田 沼 落 排 水 路 第 1 - 1 工 区	排水路工	L = 169.5	L型水路	3.6×1.2
谷 井 田 沼 落 排 水 路 第 1 - 2 工 区	排水路工	L = 166.6	L型水路	3.6×1.2
谷 井 田 沼 落 排 水 路 第 5 - 1 工 区	排水路工	L = 164.3	L型水路	2.1 ~ 2.3×1.2



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 谷井田沼落排水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
川通末端用水路 第 2 工 区	用水路工	L = 80.5	三面水路	0.8×0.9
川通末端用水路 第 3 工 区	用水路工	L = 74.4	三面水路	0.8×0.9
谷井田用水路 第 15 工 区	用水路工	L = 273.9	用水フリューム	0.8 ~ 1.1×0.7 ~ 0.8
寺下用水路 第 7 工 区	用水路工	L = 335.7	三面水路	1.0×0.9
九ヶ村用水路 第 1 工 区	用水路工	L = 245.9	三面水路	0.85×0.7



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 寺下用水路 施工前 (左)・施工後 (右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 九ヶ村用水路 施工前 (左)・施工後 (右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈二期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
支線道路工事その 3	支線道路 1 号	L = 477.1	支線道路 2 - 1 号	L = 171.5
	支線道路 2 - 2 号	L = 266.5		

◆県営経営体育成基盤整備事業 藤代北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その 2	排水路工	L = 606.1	排水フリューム	0.6×0.6
排水路護岸工事その 3	排水路工	L = 425.1	排水フリューム	0.4 ~ 0.6×0.6

◆土地改良施設維持管理適正化事業（第 3 4 期生）◆

工 事 名	工 事 内 容
川通五ヶ村用水樋門更新工事	用水樋門更新工 n = 1 門



土地改良施設維持管理適正化事業（第 3 4 期生）
川通五ヶ村用水樋門 施工前（左）・施工後（右）

◆農業基盤整備促進事業◆

工 事 名	工 事 内 容
谷 和 原 工 区	道路横断排水暗渠改修工 n = 37 ケ所
伊 奈 工 区	道路横断排水暗渠改修工 n = 24 ケ所

◆県単土地改良事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)
伊 丹 地 区	排水路護岸補修工 L = 44.4

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	道路横断排水暗渠改修工、安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

平成 27 年度予算について

一般会計収支共
315,236,000円也

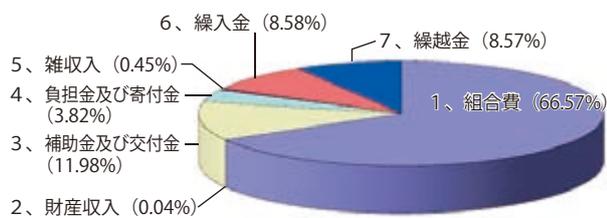
特別会計収支共
761,214,000円也

一般会計

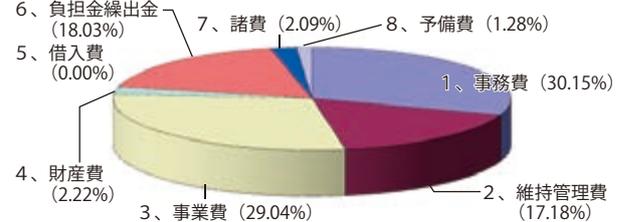
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	209,862,000	1. 事 務 費	95,046,000
2. 財 産 収 入	135,000	2. 維 持 管 理 費	54,158,000
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	37,758,000	3. 事 業 費	91,552,000
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	12,029,000	4. 財 産 費	7,000,000
5. 雑 収 入	1,420,000	5. 借 入 費	1,000
6. 繰 入 金	27,032,000	6. 負 担 金 繰 出 金	56,849,000
7. 繰 越 金	27,000,000	7. 諸 費	6,601,000
		8. 予 備 費	4,029,000
計	315,236,000	計	315,236,000

収 入



支 出



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常 勤 役 職 員 退 職 給 与 積 立 金	88,773,000	88,773,000
(ウ) 地 区 除 外 決 済 金	3,812,000	3,812,000
(エ) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	319,731,000	319,731,000
(オ) 備 品 費 及 び 財 産 費 引 当 積 立 金	247,696,000	247,696,000
(カ) 農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業	98,201,000	98,201,000
(キ) 県 単 土 地 改 良 事 業	3,001,000	3,001,000
計	761,214,000	761,214,000

お知らせ

▼総代の改選について

福岡堰土地改良区の総代の任期が、平成27年9月27日を以て満了となります。これに伴い9月中旬頃に総代総選挙が執行される予定です。又、立候補の届出・投票日等については、後日、市選挙管理委員会より組合員の皆様に回覧等にてお知らせする予定です。この選挙は組合員であることが原則であり、土地改良区の組合員名簿に登載されている者以外は立候補し、又、投票することも出来ません。従って組合員名は、この5月に発行した組合費通知書により確認し、氏名の違っている方は、組合員名簿の変更手続きをされるようお願い致します。名簿の変更手続きは、両者の印鑑と新組合員になる方の生年月日が必要ですので、宜しくご協力下さるよう重ねてお願い致します。

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、用排水の通水を妨げないよう水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。十分満足な補償とまではいきませんが、傷害保険には加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡頂けますようお願い致します。

尚、本年は第1回目が6月7日(日)、第2回目が7月26日(日)に予定されておりますので、ご協力の程重ねてお願い致します。

▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年お願いをしているところですが、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。

回収されるごみは、缶・びん・ペットボトル・家庭ごみ・汚物・自動車のドア部品など多岐に亘ります。中には農業用ビニール・野菜・果物等の農作物も含まれており、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。これらの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆様のご協力をお願い致します。

又、各集落のごみ集積場は、用排水路から離れた敷地へ設置して下さいようお願い致します。ごみが散乱し、用排水路へ流れることがありますので、ご協力の程重ねてお願いを致します。



“ゴミは必ず集積場へ” “誰もがみんな監視員”

▼揚水機場の運転について

管内には、用水の不足を補うための機場が数多く設置されています。この機場はあくまで用水の補給としての施設でありますので、かんがい前や降雨の場合等は運転を停止し、節電のためにもこまめな運転管理をお願いします。

▼交通事故等による施設の破損について

福岡堰土地改良区管内の用排水施設、交通安全施設(ネットフェンス等)が、毎年、交通事故等による施設破損件数増加の傾向にあります。

又、当事者が分からず、組合員の皆様から納入して頂いている賦課金を、充用することになってしまう復旧工事件数も、同様に増加の傾向にあります。

交通事故等により施設を破損された方、破損事故を目撃された方は、必ず当土地改良区へ連絡して下さいようお願い致します。

尚、破損した施設の復旧工事に要する費用は、対物損害賠償責任保険を適用することが出来ますから、加入している保険会社等を連絡して頂ければ、当土地改良区が現地調査の上、保険会社等へ請求し、復旧工事を施工いたしますので、ご協力をお願い致します。



こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に組合費通知書を発行しておりますが、面積・組合員名に相違あるという連絡が多くあります。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように充分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課することになりますので、注意して下さいようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

★新規採用職員募集★

福岡堰土地改良区では、平成28年度新規採用職員を募集します。

- ◆ 募集職種：一般事務
- ◆ 採用年月日：平成28年4月1日（金）
- ◆ 募集人数：1名
- ◆ 受験資格：平成5年4月2日以降に生まれた方で
高等学校卒業程度以上の学力を有する方（卒業見込み者を含む）
※ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から年齢制限を定めています
- ◆ 申込期間：7月1日（水）～10月30日（金）まで（市販履歴書A4にて受付）
- ◆ 受付時間：午前9時～午後5時（土日祭日を除く）
- ◆ 試験日：一次試験＝12月6日（日）筆記試験（一般教養試験）及び論文
二次試験＝12月中旬（平日）口述試験 [一次試験合格者に別途通知]
採用可否通知12月下旬
- ◆ 試験会場：福岡堰土地改良区事務所
- ◆ 問い合わせ先：福岡堰土地改良区庶務課

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232
 FAX 0297-52-6348
 HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>
 e-mail info@fukuoka-suiri.or.jp
 庶務課 = 庶務全般、換地関係
 経理課 = 会計、組合費賦課徴収関係
 工務管理課 = 工事全般、用水配分関係

新規採用職員紹介

～お世話になります～

こじま けいた
小島 啓太

平成26年10月1日付、工務管理課に勤務しております。宜しくお願致します。